

証券コード 7050
2021年7月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
株式会社フロンティアインターナショナル
代表取締役社長 河村 康宏

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月28日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
NBF渋谷イースト1階 当社会議室

3. 目的事項 報告事項

1. 第31期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）計算書類報告の件

決議事項 議案

剰余金処分の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.frontier-i.co.jp>）に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、議決権の行使は、議決権行使書の郵送による方法もございますので、ご活用ください。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(添付書類)

## 事業報告

( 2020年5月 1 日から  
2021年4月30日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、年間を通じて新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響があり、行政機関よりイベント開催等の自粛要請が続き、大変厳しい事業環境となりました。2020年（1～12月）の日本の総広告費は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 6 兆1,594億円、前年比88.8%となり、東日本大震災のあった2011年以来、9年ぶりのマイナス成長となりました（「2020年日本の広告費」株式会社電通調べ）。

このような中、大型イベントの中止又は規模を縮小した上でのオンライン開催等の影響により、当社グループの事業も大きく影響を受けましたが、新しい体験価値を作り発信していくための各種機材を備えた拠点として、F studio SHIBUYAを2020年6月に開設して急増する配信案件にいち早く対応したことや、人材領域において、大手企業様より全国販促キャンペーンを受託したこと等で、事業規模を大きく拡大することが出来ました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は15,721百万円（前連結会計年度比19.8%増）、売上総利益2,867百万円（同9.9%減）、営業利益751百万円（同41.6%減）、経常利益943百万円（同26.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益519百万円（同37.1%減）となりました。

なお、当社グループはプロモーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度における設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況  
① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 28 期<br>(2018年 4 月期) | 第 29 期<br>(2019年 4 月期) | 第 30 期<br>(2020年 4 月期) | 第 31 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年 4 月期) |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                            | 12,193                 | 12,780                 | 13,118                 | 15,721                              |
| 経 常 利 益(百万円)                          | 1,047                  | 1,114                  | 1,288                  | 943                                 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益(百万円) | 713                    | 818                    | 825                    | 519                                 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)               | 172.10                 | 195.80                 | 188.30                 | 116.33                              |
| 総 資 産(百万円)                            | 5,738                  | 7,623                  | 7,231                  | 7,831                               |
| 純 資 産(百万円)                            | 3,212                  | 4,470                  | 4,976                  | 5,300                               |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)                 | 774.61                 | 1,032.67               | 1,106.24               | 1,171.04                            |

- (注) 1. 当社は、2018年12月18日開催の取締役会決議により、2018年12月27日付で普通株式 1 株につき 200株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
4. 当社は、第29期より会計監査人を設置しております。第28期の数値については、金融商品取引法第 193条の 2 第 1 項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法第444条第 4 項に定める会計監査人の監査を受けておりません。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 28 期<br>(2018年 4 月期) | 第 29 期<br>(2019年 4 月期) | 第 30 期<br>(2020年 4 月期) | 第 31 期<br>(当事業年度)<br>(2021年 4 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)              | 11,000                 | 9,790                  | 9,835                  | 8,691                             |
| 経 常 利 益(百万円)            | 948                    | 876                    | 961                    | 522                               |
| 当 期 純 利 益(百万円)          | 636                    | 667                    | 591                    | 255                               |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 153.36                 | 159.71                 | 135.01                 | 57.22                             |
| 総 資 産(百万円)              | 5,430                  | 6,772                  | 6,239                  | 6,227                             |
| 純 資 産(百万円)              | 3,032                  | 4,139                  | 4,413                  | 4,473                             |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 731.20                 | 956.25                 | 981.13                 | 988.22                            |

- (注) 1. 当社は、2018年12月18日開催の取締役会決議により、2018年12月27日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
4. 当社は、第29期より会計監査人を設置しております。第28期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法第436条第2項第1号に定める会計監査人の監査を受けておりません。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------------|-------|----------|---------------|
| 株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア ダ イ レ ク ト | 10百万円 | 100.0%   | 店頭販売支援事業      |

(注) 当社の連結子会社である株式会社フロンティアダイレクト及びセルコム株式会社は、2020年8月1日を効力発生日として株式会社フロンティアダイレクトを存続会社とする吸収合併を行ったため、セルコム株式会社を重要な子会社から除外いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

#### ①人材の確保及び育成

当社グループの成長の源泉は人材であり、企画、制作、運営、実施までをワンストップで総合的に提供できる人材を早期に育成することが重要となります。そのため、入社直後から企画にも携わらせ、企画から実施までを早期に経験させ、専門業者や業界内の外部講師による外部研修や社内での内部研修等を積極的に実施し、企画から実施までを一貫できる人材の育成を図ってまいります。

#### ②総合プロモーションの提供

当社グループはイベントプロモーション、キャンペーンプロモーション、PR、スペースプロデュース、デジタルプロモーションといったサービスを展開するとともに、消費者の最終購買の場としての店頭において、クライアント企業の営業支援及び販売促進活動を行う店頭販売支援事業を実施するなど、多岐にわたるプロモーションを行っております。これらの機能を融合させ、クライアントの消費者の視点に立ったマーケティング戦略の中で、複合的な要素を組み合わせたプロモーションを提供可能な総合プロモーション企業としての地位を確立するように努めてまいります。

### ③事業領域の拡大

当社グループは大手広告会社からの受注だけでなく、メーカー等のクライアントからの直接受注も獲得しておりますが、今後、クライアントが消費者に「売る」ことへの直接的な効果をプロモーションに対して求める傾向は一層強くなると考えられます。

クライアントの課題解決に向けた付加価値の高いサービスを提供していくことができるよう、既存事業の強化を進めるだけでなく、他社との提携も視野に入れて事業領域を拡大してまいります。

### ④組織体制の更なる強化

当社グループは、クライアントに対し組織全体として更に高水準のサービス（イベントの集客力、SNSを通じた認知拡大）を提供してまいります。そのために、担当者個人の知識や経験によるノウハウや制作スタイルにのみ依拠することなく、会社としてのノウハウ等の蓄積を進めるとともに、組織的なナレッジシェアリングシステム、営業活動の「見える化」等、社内のインフラを強化し、個人の能力を組織として補完できるようにし、内部管理体制の強化含め、組織改革を行う方針であります。

### (5) 主要な事業内容（2021年4月30日現在）

| 事業区分          | 事業内容                          |
|---------------|-------------------------------|
| イベントプロモーション   | フィールドイベント等の企画・運営・制作           |
| デジタルプロモーション   | デジタルキャンペーン企画運営、コンテンツ制作        |
| キャンペーンプロモーション | キャンペーン事務局の運営等やプレミアム・ノベルティ企画制作 |
| P R           | PR・広報活動の計画・戦略の策定とアドバイス        |
| スペースプロデュース    | イベント美術、ディスプレイ等                |
| 店頭販売支援事業      | 店頭販売支援事業他                     |

(6) 主要な営業所及び工場（2021年4月30日現在）

① 当社

|   |   |                                 |
|---|---|---------------------------------|
| 本 | 社 | 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号                 |
| 支 | 社 | 名古屋オフィス（愛知県名古屋市）、大阪オフィス（大阪府大阪市） |

② 子会社

|                 |                                             |
|-----------------|---------------------------------------------|
| 株式会社フロンティアダイレクト | 本社（東京都渋谷区）、大阪オフィス（大阪府大阪市）<br>福岡オフィス（福岡県福岡市） |
|-----------------|---------------------------------------------|

(7) 使用人の状況（2021年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数         | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|--------------|-------------|
| プロモーション事業 | 272 (1,229)名 | 5名減 (61名増)  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者は、最近1年間の平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。  
臨時雇用者のうち、就労終了後に退職の意思表示がない者については、就労終了の3ヵ月後を退職日としております。
2. 当社グループは、プロモーション事業のみの単一セグメントであるため、グループ全体での従業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 217 (18) 名 | 2名減 (6名減) | 30.6歳 | 4.5年   |

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、契約社員、アルバイト等の臨時雇用者数は、最近1年間の平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年4月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年4月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,120,000株
- ② 発行済株式の総数 4,619,000株
- ③ 株主数 1,729名
- ④ 大株主

| 株主名                                                           | 持株数     | 持株比率   |
|---------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 河村 康宏                                                         | 2,386千株 | 52.76% |
| 渡邊 伸一郎                                                        | 336     | 7.43   |
| 古井 貴                                                          | 336     | 7.43   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN<br>（常任代理人 野村證券株式会社） | 219     | 4.85   |
| 三晃繊維工業株式会社                                                    | 200     | 4.42   |
| 宗像 恒和                                                         | 104     | 2.30   |
| 志野 文哉                                                         | 95      | 2.12   |
| 江口 貴宣                                                         | 28      | 0.62   |
| 松本 正樹                                                         | 24      | 0.53   |
| 野口 光幸                                                         | 20      | 0.44   |

(注) 1. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は66,000株増加しております。  
2. 当社は、自己株式を95,300株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

|                        |                   |                                             |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
|                        |                   | 第4回新株予約権                                    |
| 発行決議日                  |                   | 2021年1月21日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 10,000個                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数   |                   | 普通株式株<br>(新株予約権1個につき1株)                     |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり14.94円                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり1,925円<br>(1株当たり1,925円)           |
| 権利行使期間                 |                   | 2026年8月1日から<br>2031年1月20日まで                 |
| 行使条件                   |                   | (注) 1                                       |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数10,000個<br>目的となる株式数10,000株<br>保有者数1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        |

(注) 1. 第4回新株予約権の行使の条件  
(1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。  
(2) 本新株予約権者が2026年8月1日から2031年1月20日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

①禁錮刑以上の刑に処せられた場合

②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(4) 本新株予約権者は、2026年4月期の事業年度における当社決算書上の連結損益計算書における売上高が下記 (a) または (b) に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までにそれぞれ行使することができる。

(a) 売上高が165億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 売上高が200億円を超過した場合 行使可能割合：50%

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権

|                        |                 | 第3回新株予約権                                     | 第4回新株予約権                                    |
|------------------------|-----------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                 | 2021年1月21日                                   | 2021年1月21日                                  |
| 新株予約権の数                |                 | 31,500個                                      | 10,000個                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数   |                 | 普通株式31,500株<br>(新株予約権1個につき1株)                | 普通株式10,000株<br>(新株予約権1個につき1株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                 | 新株予約権1個当たり17.69円                             | 新株予約権1個当たり14.94円                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                 | 新株予約権1個当たり1,925円<br>(1株当たり1,925円)            | 新株予約権1個当たり1,925円<br>(1株当たり1,925円)           |
| 権利行使期間                 |                 | 2026年8月1日から<br>2031年1月20日まで                  | 2026年8月1日から<br>2031年1月20日まで                 |
| 行使条件                   |                 | (注) 2                                        | (注) 3                                       |
| 使用人等<br>への交付<br>状況     | 当社使用人           | 新株予約権の数24,700個<br>目的となる株式数24,700株<br>保有者数31名 | 新株予約権の数10,000個<br>目的となる株式数10,000株<br>保有者数1名 |
|                        | 子会社の役員及び<br>使用人 | 新株予約権の数6,800個<br>目的となる株式数6,800株<br>保有者数6名    | 新株予約権の数 ー 個<br>目的となる株式数 ー 株<br>保有者数 ー 名     |

(注) 2. 第3回新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者が2026年8月1日から2031年1月20日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

①禁錮刑以上の刑に処せられた場合

②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(4) 本新株予約権者は、2026年4月期の事業年度における当社決算書上の連結損益計算書における売上高が170億円を超過した場合、売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までにそれぞれ行使することができる。

### 3. 第4回新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者が2026年8月1日から2031年1月20日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(4) 本新株予約権者は、2026年4月期の事業年度における当社決算書上の連結損益計算書における売上高が下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を売上高の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までにそれぞれ行使することができる。

- (a) 売上高が165億円を超過した場合 行使可能割合：50%
- (b) 売上高が200億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年4月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                        |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 河 村 康 宏   |                                                                                                |
| 常 務 取 締 役     | 古 井 貴     | 第一営業本部長                                                                                        |
| 取 締 役         | 渡 邊 伸 一 郎 | 第二営業本部長                                                                                        |
| 取 締 役         | 清 水 紀 年   | 管理本部長 兼 経営企画室長                                                                                 |
| 取 締 役         | 岩 崎 明     | (株)あらた 社外取締役<br>楽天グループ(株) プロジェクトアドバイザー                                                         |
| 常 勤 監 査 役     | 平 川 功     | (株)久世 社外取締役                                                                                    |
| 監 査 役         | 田 中 晃 次   |                                                                                                |
| 監 査 役         | 美 澤 臣 一   | コ・クリエーションパートナーズ(株) 代表取締役<br>(株)ザッパラス 社外取締役<br>Kudan(株) 社外取締役(監査等委員)<br>JIG-SAW(株) 社外取締役(監査等委員) |

- (注) 1. 取締役岩崎明氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役平川功氏、監査役田中晃次氏及び監査役美澤臣一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役平川功氏、監査役田中晃次氏及び監査役美澤臣一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役平川功氏は、長年にわたる財務・会計の経験知識に加え、事業会社におけるCFOや監査役を歴任しており、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - ・監査役田中晃次氏は、長年にわたり住友スリーエム株式会社（現スリーエムジャパン株式会社）において勤務された後、同社の監査役に就任された経験を持ち、十分な経験と見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - ・監査役美澤臣一氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は、第三営業本部長の宗像恒和、第四営業本部長の江口貴宣で構成されております。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2020年7月30日開催された第30回定時株主総会をもって、監査役 中野吉朗氏は辞任しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、2018年12月26日開催の臨時株主総会で定款を変更し、非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約を締結することができることとしております。非業務執行取締役及び監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役及び監査役の報酬等

#### 1. 役員の報酬等の内容に係る決定方針

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬に係る基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個々の取締役の報酬の決定に際して、各役位・職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と賞与にて構成されており、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給しております。

##### b. 取締役の個人別の報酬等の内容に関する方針等

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬であり、固定報酬と業績連動報酬（賞与）により構成しております。固定報酬と業績連動報酬（賞与）の割合は、各人の報酬等が全体として適切なインセンティブとして機能するように決定されます。ただし、業績連動報酬（賞与）については、その職責を踏まえて社外取締役には支給しておりません。

固定報酬の額については、会社の業績の状況、経済情勢、各役員の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案して決定するものとして毎月支給します。

業績連動報酬（賞与）の決定においては、業績との連動性を高めるため、当社グループの売上高、売上総利益、営業利益等を指標として採用しております。当該指標について実績値を段階的に評価した上でその評価に基づき報酬額を決定するものとして年1回一定の時期に支給します。

##### c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬については、株主総会で承認された年間報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受け決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報 酬 の 総 額               | 報酬等の種類別の総額              |          |          | 員 数        |
|------------------|-------------------------|-------------------------|----------|----------|------------|
|                  |                         | 基本報酬                    | 業績連動報酬   | 非金銭報酬等   |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 110,054千円<br>(3,000千円)  | 110,054千円<br>(3,000千円)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 5名<br>(1名) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 15,885千円<br>(15,885千円)  | 15,885千円<br>(15,885千円)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 4名<br>(4名) |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 125,939千円<br>(18,885千円) | 125,939千円<br>(18,885千円) | —<br>(—) | —<br>(—) | 9名<br>(5名) |

- (注) 1. 上表には、2020年7月30日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2009年7月30日開催の第19回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2014年7月28日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役河村康宏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
6. 上記の監査役の報酬には退任した監査役を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役岩崎明氏は、株式会社あらたの社外取締役及び楽天グループ株式会社のプロジェクトアドバイザーであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役平川功氏は、株式会社久世の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社の代表取締役、株式会社ザッパラスの社外取締役、Kudan株式会社、JIG-SAW株式会社の監査等委員である社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 岩 崎 明   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。特にシステム側面からの企業投資について、専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 平 川 功   | 2020年7月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、監査役であった経験に基づき、適宜発言を行っております。                                                            |
| 監査役 田 中 晃 次 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、監査役であった幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                               |
| 監査役 美 澤 臣 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関における長年の経験に基づき、専門的な見地から適宜発言を行っております。                                                               |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 |           |
| イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 27,000千円  |
| ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額     | －千円       |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正性を確保するために組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行ってまいります。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス基本方針」を制定し、全役職員に周知・徹底する。
  - ロ. コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
  - ハ. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- 二. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

コンプライアンス管理規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の重要な問題の審議を行い、リスク情報の社内共有を行いました。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的記録媒体に記録し、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程及び文書管理規程に基づき、保存期間及び所管部を定め、適切に管理しています。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. コンプライアンス委員会は、会社の事業活動において想定されるリスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築するものとする。
  - ロ. 反社会的勢力対策委員会、安全対策推進委員会、情報セキュリティ委員会、衛生委員会の4委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - ハ. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

反社会的勢力対策委員会、安全対策推進委員会、情報セキュリティ委員会、衛生委員会を原則毎月1回開催し、適時取締役会又は経営会議に報告を行っています。また、フロンティアインターナショナルBCPを策定し、危機発生時の組織体制及び連絡体制を整備しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
- ロ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

業務分掌規程及び職務権限規程に定める量的基準及び質的基準に基づき、意思決定機関または意思決定者を明確にすることによって職務の執行を効率的に行っています。また、取締役会の二次的な補助機関である経営会議を設け、当社グループの経営上重要な業務の執行案件、事業リスク等について協議・検討を行っています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理は、管理本部が主管し、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
- ロ. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- ハ. 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

関係会社管理規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項は、当社による事前承認または当社への報告の対象としています。また、当社の内部監査室が子会社の業務監査を実施しています。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

監査役からの求めはありません。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役より、監査役職務の補助を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- ロ. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

監査役職務の補助を受けた使用人はおりません。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ロ. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ハ. 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

監査役は取締役会のほか経営会議等にも出席し、取締役との情報交換を積極的に行っています。また、内部通報の窓口には監査役を定め、使用人が法令違反の事実等を監査役に報告できる体制を整えています。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- ロ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

代表取締役と監査役との間で意見および情報の交換を実施しています。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 6,978,925 | 流 動 負 債       | 2,141,320 |
| 現 金 及 び 預 金     | 4,093,737 | 買 掛 金         | 1,299,055 |
| 受取手形及び売掛金       | 2,594,392 | 未 払 費 用       | 308,848   |
| 未 成 業 務 支 出 金   | 94,685    | 未 払 法 人 税 等   | 119,347   |
| そ の 他           | 196,272   | 未 成 業 務 受 入 金 | 40,499    |
| 貸 倒 引 当 金       | △161      | 関係会社清算損失引当金   | 6,839     |
| 固 定 資 産         | 852,386   | そ の 他         | 366,729   |
| 有 形 固 定 資 産     | 139,502   | 固 定 負 債       | 389,773   |
| 建 物             | 128,638   | 役員退職慰労引当金     | 205,800   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 6,795     | 退職給付に係る負債     | 112,244   |
| 土 地             | 4,069     | 資 産 除 去 債 務   | 71,728    |
| 無 形 固 定 資 産     | 8,441     | 負 債 合 計       | 2,531,093 |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 8,067     | (純 資 産 の 部)   |           |
| そ の 他           | 373       | 株 主 資 本       | 5,210,188 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 704,442   | 資 本 金         | 51,625    |
| 投 資 有 価 証 券     | 168,405   | 資 本 剰 余 金     | 378,141   |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 297,281   | 利 益 剰 余 金     | 4,896,648 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 52,212    | 自 己 株 式       | △116,226  |
| そ の 他           | 230,887   | その他の包括利益累計額   | 87,233    |
| 貸 倒 引 当 金       | △44,345   | その他有価証券評価差額金  | 87,233    |
|                 |           | 新 株 予 約 権     | 2,796     |
| 資 産 合 計         | 7,831,312 | 純 資 産 合 計     | 5,300,218 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 7,831,312 |

連結損益計算書

( 2020年5月 1 日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 15,721,861 |
| 売上原価            |         | 12,854,344 |
| 売上総利益           |         | 2,867,517  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,116,444  |
| 営業利益            |         | 751,072    |
| 営業外収入           |         |            |
| 受取利息            | 54      |            |
| 受取配当金           | 2,054   |            |
| 雇用調整助成金         | 129,324 |            |
| 保険解約返戻金         | 62,647  |            |
| その他             | 42      | 194,124    |
| 営業外費用           |         |            |
| 売上債権売却損         | 1,184   |            |
| 為替差損            | 524     |            |
| その他             | 199     | 1,908      |
| 経常利益            |         | 943,287    |
| 特別利益            |         |            |
| 投資有価証券売却益       | 13,641  |            |
| 関係会社清算損失引当金戻入額  | 6,018   | 19,659     |
| 特別損失            |         |            |
| 関係会社清算損         | 20,520  | 20,520     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 942,426    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 264,334 |            |
| 法人税等調整額         | 158,701 | 423,035    |
| 当期純利益           |         | 519,391    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 519,391    |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

( 2020年5月 1 日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

|                                        | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|----------------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                                        | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                            | 46,675  | 373,191   | 4,552,706 | △45,826  | 4,926,746 |
| 当連結会計年度変動額                             |         |           |           |          |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)                | 4,950   | 4,950     |           |          | 9,900     |
| 剰 余 金 の 配 当                            |         |           | △175,449  |          | △175,449  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                |         |           | 519,391   |          | 519,391   |
| 自 己 株 式 の 取 得                          |         |           |           | △70,400  | △70,400   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計                           | 4,950   | 4,950     | 343,941   | △70,400  | 283,441   |
| 当連結会計年度末残高                             | 51,625  | 378,141   | 4,896,648 | △116,226 | 5,210,188 |

|                                        | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                    |                                 | 新株予約権 | 純資産合計     |
|----------------------------------------|----------------------------|--------------------|---------------------------------|-------|-----------|
|                                        | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |           |
| 当連結会計年度期首残高                            | 50,139                     | △260               | 49,878                          | －     | 4,976,624 |
| 当連結会計年度変動額                             |                            |                    |                                 |       |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)                |                            |                    |                                 |       | 9,900     |
| 剰 余 金 の 配 当                            |                            |                    |                                 |       | △175,449  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                |                            |                    |                                 |       | 519,391   |
| 自 己 株 式 の 取 得                          |                            |                    |                                 |       | △70,400   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 ) | 37,094                     | 260                | 37,355                          | 2,796 | 40,152    |
| 当連結会計年度変動合計                            | 37,094                     | 260                | 37,355                          | 2,796 | 323,593   |
| 当連結会計年度末残高                             | 87,233                     | －                  | 87,233                          | 2,796 | 5,300,218 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社フロンティアダイレクト

期中にセルコム株式会社を株式会社フロンティアダイレクトに吸収合併しております。  
期中に劃労通文化芸術咨詢（上海）有限公司を清算終了しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 PT.FRONTIER INTERNATIONAL INDONESIA
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 PT.FRONTIER INTERNATIONAL INDONESIA  
株式会社シネブリッジ  
株式会社ランプ東京
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

当社及び連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備の一部を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

工具、器具及び備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ハ. 関係会社清算損失引当金

関係会社の清算手続きに係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度における損失見込額を計上しております。

## ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

## イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

## 繰延税金資産の回収可能性

## (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産… 52,212千円

## (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、現時点において、新型コロナウイルス感染症の影響については、イベントの自粛要請や延期が発生し、今後も様々な影響が顕在化することが懸念され、将来的な広がり方や収束時期を正確に予想することは困難な状況にありますが、外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、2022年4月期に当該影響が継続するとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

## 有形固定資産の減価償却累計額

81,803千円

**5. 連結損益計算書に関する注記**

(関係会社清算損の注記)

関係会社清算損の内訳

関係会社清算損失引当金繰入 6,839千円

関係会社清算損失 13,680千円

合計 20,520千円

**6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,619,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年7月30日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 175,449        | 39              | 2020年4月30日 | 2020年7月31日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年7月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 108,568        | 24              | 2021年4月30日 | 2021年7月30日 |

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数  
新株予約権につきましては、権利行使期間の初日が到来していないので、記載を省略しております。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、当社グループは、デリバティブは一切利用しておらず、安全性の高い金融商品に限定し、投資環境等を勘案し慎重に判断しております。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク  
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。  
投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。  
営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債務は財務経理部財務課が管理しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理  
当社グループは、経理規程に従い営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
- ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理  
当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、財務経理部が通貨別、月別に為替相場のモニタリングを行っております。  
投資有価証券については、定期的に価額や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
- ハ. 資金調達に係る流動性のリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社は、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社と同様の資金繰り計画を作成・更新し、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項  
2021年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|---------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金    | 4,093,737          | 4,093,737 | －       |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 2,594,392          | 2,594,392 | －       |
| (3) 投資有価証券    | 152,905            | 152,905   | －       |
| (4) 敷金及び保証金   | 297,281            | 274,329   | △22,952 |
| 資産計           | 7,138,316          | 7,115,363 | △22,952 |
| (1) 買掛金       | 1,299,055          | 1,299,055 | －       |
| (2) 未払費用      | 308,848            | 308,848   | －       |
| 負債計           | 1,607,904          | 1,607,904 | －       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法  
資 産  
(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。  
(3) 投資有価証券  
時価については、株式等は取引所の価格を基に算定されております。  
(4) 敷金及び保証金  
時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

|       |          |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 15,500千円 |
|-------|----------|

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 4,093,298    | －               | －                | －            |
| 受取手形及び売掛金 | 2,594,392    | －               | －                | －            |
| 合計        | 6,687,690    | －               | －                | －            |

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額

1,171円04銭
- (2) 1株当たりの当期純利益

116円33銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 貸 借 対 照 表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 5,311,037 | 流 動 負 債       | 1,395,020 |
| 現金及び預金          | 3,227,445 | 買掛金           | 894,513   |
| 受取手形            | 42,090    | 未払金           | 113,805   |
| 売掛金             | 1,703,743 | 未払費用          | 173,156   |
| 未成業務支出金         | 87,711    | 未払法人税等        | 5,646     |
| 前渡金             | 19,824    | 未払消費税等        | 154,690   |
| 前払費用            | 36,180    | 未成業務受入金       | 30,499    |
| その他の            | 194,215   | 預り金           | 15,869    |
| 貸倒引当金           | △174      | 関係会社清算損失引当金   | 6,839     |
| 固 定 資 産         | 916,140   | 固 定 負 債       | 358,948   |
| 有 形 固 定 資 産     | 94,978    | 役員退職慰労引当金     | 205,800   |
| 建物              | 85,626    | 退職給付引当金       | 98,780    |
| 工具、器具及び備品       | 5,282     | 資産除去債務        | 54,367    |
| 土地              | 4,069     | 負 債 合 計       | 1,753,968 |
| 無 形 固 定 資 産     | 8,441     | (純 資 産 の 部)   |           |
| ソフトウェア          | 8,067     | 株 主 資 本       | 4,383,178 |
| その他の            | 373       | 資 本 金         | 51,625    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 812,720   | 資 本 剰 余 金     | 378,141   |
| 投資有価証券          | 154,405   | 資本準備金         | 41,625    |
| 関係会社株式          | 157,537   | その他資本剰余金      | 336,516   |
| 出資金             | 420       | 利 益 剰 余 金     | 4,069,639 |
| 関係会社長期貸付金       | 43,865    | 利益準備金         | 2,500     |
| 敷金及び保証金         | 279,349   | その他利益剰余金      | 4,067,139 |
| 長期預金            | 117,709   | 別途積立金         | 45,000    |
| 保険積立金           | 62,693    | 繰越利益剰余金       | 4,022,139 |
| 繰延税金資産          | 34,585    | 自 己 株 式       | △116,226  |
| その他の            | 6,500     | 評価・換算差額等      | 87,233    |
| 貸倒引当金           | △44,345   | その他有価証券評価差額金  | 87,233    |
|                 |           | 新 株 予 約 権     | 2,796     |
|                 |           | 純 資 産 合 計     | 4,473,209 |
| 資 産 合 計         | 6,227,177 | 負 債 純 資 産 合 計 | 6,227,177 |

損 益 計 算 書

( 2020年5月 1 日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 8,691,353 |
| 売上原価         |         | 6,591,117 |
| 売上総利益        |         | 2,100,236 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,697,442 |
| 営業利益         |         | 402,794   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息及び配当金    | 2,178   |           |
| 業務受託手数料      | 26,158  |           |
| 雇用調整助成金      | 30,739  |           |
| 保険解約返戻金      | 62,647  |           |
| その他          | 85      | 121,809   |
| 営業外費用        |         |           |
| 売上債権売却損      | 1,150   |           |
| その他          | 652     | 1,803     |
| 経常利益         |         | 522,800   |
| 特別利益         |         |           |
| 投資有価証券売却益    | 13,641  |           |
| 子会社清算益       | 4,076   | 17,717    |
| 特別損失         |         |           |
| 子会社清算損       | 20,520  | 20,520    |
| 税引前当期純利益     |         | 519,998   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 108,872 |           |
| 法人税等調整額      | 155,661 | 264,533   |
| 当期純利益        |         | 255,464   |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書  
( 2020年5月 1 日から )  
( 2021年4月30日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |           |              |                  |             |          |            |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|--------------|------------------|-------------|----------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金 |              |                  |             | 自己株式     | 株主<br>資本合計 |
|                         |         | 資本<br>準備金 | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金     |                  | 利益剰余金<br>合計 |          |            |
|                         |         |           |              |             |           | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |             |          |            |
| 当 期 首 残 高               | 46,675  | 36,675    | 336,516      | 373,191     | 2,500     | 45,000       | 3,942,123        | 3,989,623   | △45,826  | 4,363,663  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |             |           |              |                  |             |          |            |
| 新 株 の 発 行               | 4,950   | 4,950     |              | 4,950       |           |              |                  |             |          | 9,900      |
| 剰余金の配当                  |         |           |              |             |           |              | △175,449         | △175,449    |          | △175,449   |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |             |           |              | 255,464          | 255,464     |          | 255,464    |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |             |           |              |                  |             | △70,400  | △70,400    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |              |             |           |              |                  |             |          |            |
| 当期変動額合計                 | 4,950   | 4,950     | －            | 4,950       | －         | －            | 80,015           | 80,015      | △70,400  | 19,514     |
| 当 期 末 残 高               | 51,625  | 41,625    | 336,516      | 378,141     | 2,500     | 45,000       | 4,022,139        | 4,069,639   | △116,226 | 4,383,178  |

|                                | 評価・換算差額等         |                        | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------------|------------------|------------------------|-------|-----------|
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                      | 50,139           | 50,139                 | －     | 4,413,802 |
| 当 期 変 動 額                      |                  |                        |       |           |
| 新 株 の 発 行                      |                  |                        |       | 9,900     |
| 剰余金の配当                         |                  |                        |       | △175,449  |
| 当 期 純 利 益                      |                  |                        |       | 255,464   |
| 自己株式の取得                        |                  |                        |       | △70,400   |
| 株主資本以外の項目の当<br>期 変 動 額 ( 純 額 ) | 37,094           | 37,094                 | 2,796 | 39,891    |
| 当期変動額合計                        | 37,094           | 37,094                 | 2,796 | 59,406    |
| 当 期 末 残 高                      | 87,233           | 87,233                 | 2,796 | 4,473,209 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法  
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備の一部を除く）については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 15年～47年  
工具、器具及び備品 3年～10年

② 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 関係会社清算損失引当金

関係会社の清算にかかる支出に備えるため、清算費用の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産… 34,585千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 73,680千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 64,963千円

短期金銭債務 179,367千円

**5. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,140千円

仕入高

792,703千円

営業取引以外の取引高

26,158千円

**6. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

95,300株

**7. 税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与

4,260千円

投資有価証券評価損

2,470千円

役員退職慰労引当金

71,184千円

退職給付引当金

34,712千円

貸倒引当金繰入超過額

15,338千円

子会社株式評価損

9,753千円

関係会社清算損失引当金

2,365千円

資産除去債務

18,805千円

未払法定福利費

492千円

その他

3,652千円

繰延税金資産小計

163,036千円

評価性引当額

△73,654千円

繰延税金資産合計

89,381千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△41,101千円

資産除去費用

△13,693千円

繰延税金負債合計

△54,795千円

繰延税金資産の純額

34,585千円

招集  
ご通知事業  
報告計算  
書類監査  
報告株主  
総会  
参考  
書類

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等  
子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称          | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係  | 取引内容    | 取引金額<br>(千円) | 科 目     | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-------|-----------------|---------------------|------------|---------|--------------|---------|-----------------|
| 子 会 社 | 株式会社フロンティアダイレクト | 所有<br>直接 100.0      | 当社の販売・販促支援 | 同社の管理事務 | 25,108       | 未 収 入 金 | 2,397           |
|       |                 |                     |            | 販売・販促支援 | 792,053      | 買 掛 金   | 175,100         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. サービスの販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上、決定しております。  
2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たりの純資産額 988円22銭  
(2) 1 株当たりの当期純利益 57円22銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

|                                                                                                                                                                                                                   |       |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                       |       | 2021年6月28日 |
| 株式会社フロンティアインターナショナル<br>取締役会 御中                                                                                                                                                                                    |       |            |
| EY新日本有限責任監査法人<br>東京事務所                                                                                                                                                                                            |       |            |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                | 公認会計士 | 矢 治 博 之 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                | 公認会計士 | 水 野 友 裕 ㊞  |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                              |       |            |
| 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フロンティアインターナショナルの2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。                                                                           |       |            |
| 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フロンティアインターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                        |       |            |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                           |       |            |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |       |            |
| 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任                                                                                                                                                                                      |       |            |
| 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。                                                                       |       |            |

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

株式会社フロンティアインターナショナル  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 矢 治 博 之 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 野 友 裕 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フロンティアインターナショナルの2020年5月1日から2021年4月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月29日

株式会社フロンティアインターナショナル 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 平 川 功 ㊟

社外監査役 田 中 晃 次 ㊟

社外監査役 美 澤 臣 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社は、可能な限り安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本としており、今後の事業展開及びキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案いたしまして、配当性向20%を目安として以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金24.0円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は108,568,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年7月30日といたしたいと存じます。

以 上

招集通知

事業報告

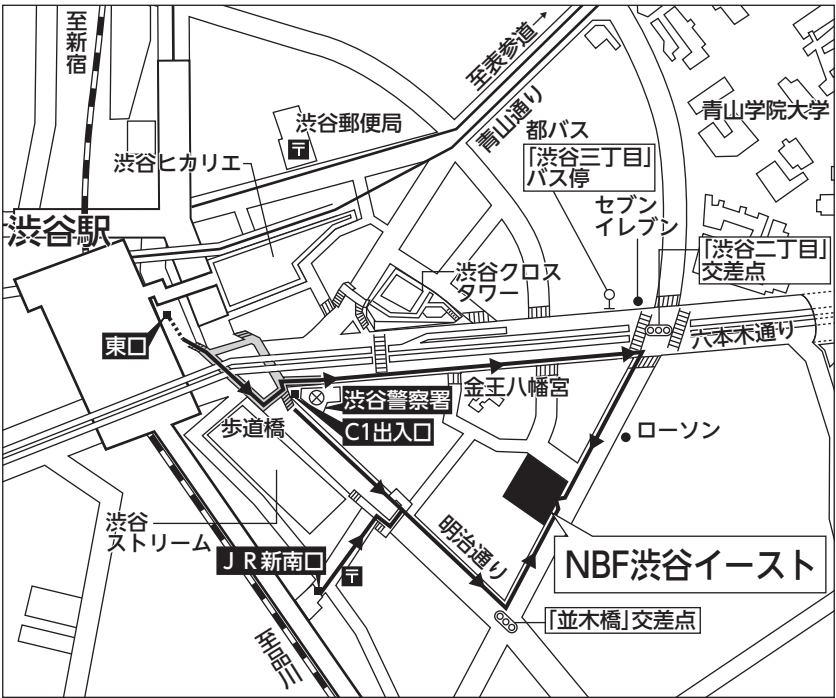
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号  
NBF渋谷イースト1階 当社会議室  
TEL 03-5778-3500



※渋谷駅東口交差点周辺工事に伴い、駅形状、出入口、歩行者ルートが変わる場合がありますので、ご注意ください。

<交通のご案内>

渋谷駅 東口より 徒歩7分 (JR線・銀座線・井の頭線)  
C1 出入口より 徒歩7分 (半蔵門線・副都心線・東横線・田園都市線)